



12月3日～9日は 障害者週間

障がいのある方について知り、身近なこととして考えてみませんか。

知っていますか？障がいのマーク



耳マーク

聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障がい者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。



ハートプラスマーク

内臓に障がいがある方を表しています。

心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見から分かりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。



ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードで、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのものです。ヘルプカードを持っている方が困っているのを見かけた場合は、記載内容を参考に、手助けや配慮の協力をお願いします。

障がいのある方の各種事業

電話リレーサービス

聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方を、通話オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、電話で双方につながりサービスです。24時間365日、自宅や外出先でも利用できます。

※事前に日本財団電話リレーサービスのホームページから利用登録が必要です（聞こえる方は登録の必要がありません）。

音声コード

文字情報を音声情報に変える2次元コードで、専用の読み上げ装置を使用すると、音声で文字情報を聴くことができます。

市障がい者サポートセンター

障がいのある方の社会参加と自立を促進し、福祉の増進を図ることを目的として、さまざまな事業を行っています。

開館時間 月～土曜日、祝日…午前9時～午後6時、日曜日…午前9時～午後5時

市障害者就労支援センター

市内在住の障がいのある方が安心して一般企業への就労を実現し、継続できるように、さまざまな支援を行っています。

市役所喫茶コーナー「カフェだんだん」

市内の障がい者施設等の方が社会参加を目指しながら、接客等を行っています。

いきいきとした笑顔、真心のこもった接客と料理で、皆さんの来店をお待ちしています。



障害者週間イベント

障がい者施設等作品展示会

日時 12月4日（月）～8日（金） 午前8時30分～午後5時15分 ※7日（木）は午後8時まで

会場 市役所1階ロビー

内容 絵画、手工芸品等の展示、施設紹介 ※2階喫茶コーナーで各施設の障がい者が作成した製品を販売します。

サポートセンター・サロンギャラリー

市障がい者サポートセンターの活動紹介、利用者の作品展示を行います。皆さんお誘いあわせのうえお越しください。

日時 12月6日（水）～10日（日） 午前10時～午後4時

会場 市障がい者サポートセンター1階「憩いのサロン」

関連する法律・条例

- ・障害者虐待防止法
- ・障害者優先調達推進法
- ・青梅市虐待・配偶者の暴力防止に関する条例（令和5年6月に制定）

配偶者暴力のない誰もが安心して暮らせるまちの実現を目的とし、基本理念、市を挙げて取り組むべきこと、条例の普及や、啓発事業を実施していくことを位置づけたものです。